

高槻少年野球連盟

規約・取り決め事項

大阪府 高槻市

高槻少年野球連盟

目 次

【 規 約 】

第 1 章	総 則	-----	3 p
第 2 章	目的 と 行 事	-----	3
第 3 章	会 員	-----	3
第 4 章	会員の加盟及び脱退	-----	3
第 5 章	団体加入及び参加ならびに脱退	-----	4
第 6 章	役 員	-----	4
第 7 章	会 議	-----	6
第 8 章	会 費	-----	7
第 9 章	大 会 規 定	-----	8
第 10 章	規 律	-----	8
第 11 章	安全と健康管理	-----	9
第 12 章	規約の改正	-----	9

【取り決め事項】

① 登録・チーム編成・ベンチ	-----	11
1. 登 録	-----	11
2. チーム編成	-----	12
3. ベンチ	-----	12
② 大会運営	-----	12
1. グラウンドに関する事項	-----	12
2. 用具・服装に関する事項	-----	13
3. 試合に関する事項	-----	14
学童高学年の部	-----	
決勝戦取り扱い	-----	
学童高学年B Cの部	-----	
低学年の部	-----	
中学生の部	-----	
③ グラウンド規則・野球規則・注意事項	-----	17
④ 審判員	-----	20
⑤ マナー賞	-----	20
⑥ 表 彰	-----	21
⑦ 慶弔に関する事項	-----	21

【 規 約 】

第 1 章 総 則

- 第 1 条 本団体の名称を 高槻少年野球連盟 とする。(以下本連盟と云う)
- 第 2 条 本連盟は、少年軟式野球球団 (以下会員とも云う) を以て構成する。
- 第 3 条 本連盟の事務局は、事務取扱を担当する副会長宅へおく。

第 2 章 目的と行事

- 第 4 条 本連盟は、「野球」を通して学童、生徒達の精神力、忍耐力の育成をはかり、規律正しい生活態度修得のための環境を作り、その上で野球技術の向上をはかることを目的とする。併せて本連盟に関わる人々相互の親睦をはかる。
- 第 5 条 本連盟は、前条の目的を達成するために、毎年、春と秋に軟式野球大会 (以下大会という) を開催する。大会開催に際して、朝日新聞社、日刊スポーツ新聞社、ダイワマルエス株式会社の後援を授かる。

第 3 章 会 員

- 第 6 条 本連盟会員とは、原則として高槻市内で結成されている少年軟式野球球団で、次の条件を具備した上で、本連盟へ登録されている球団を云う。
1. 小学校 1 年生から中学校 3 年生までの選手で編成されたチームを有すること。選手は男子、女子を問わないものとする。
 2. 20 歳以上の指導者を有するチームで、指導者が本連盟の運営に協力できること。
 3. 本連盟が主催する大会、及び本連盟からの審判員派遣要請に対して応諾可能な審判技術を持つ人材を有していること。
 4. チームに所属する選手全員が保護者の承諾を得たチームであること。
 5. 本連盟常任理事会で認められない少年野球の団体に所属していないこと。
 6. 本連盟が定める「規約」「取り決め事項」が遵守出来ること。

第 4 章 会員の加盟及び脱退

- 第 7 条 本連盟への新規加盟は、常任理事会の承認を必要とする。
- 第 8 条 新規加盟を申請する球団は、本連盟が定める「入会申込書」へ必要事項を記入し、本連盟事務局へ提出しなければならない。
本連盟事務局は、常任理事会へ報告し、常任理事会は審議し、結果を事務局より申請球団へ回答する。
常任理事会の審議は、本連盟が主催する大会期間中は行わない。
ここで云う新規加盟の申請は、過去に会員で有った球団が一度脱退し、再度加盟を希望する場合にも適用される。この場合、脱退した理由、期間は問わない。

第 9 条 会員は、次の事項に該当した時、本連盟会員の資格を失い、脱退するものとする。
脱退に際して、既に納金された会費等一切返金しない。

1. 第6条に定める条件を具備しなくなった時。
2. 球団代表者自ら脱退の意志を会長に表明した時。
3. 本連盟より、除名通告を受けた時。

第 10 条 会員の除名処置については、会員が次の事項に該当した時とし、その審議は常任理事会で評議され決定される。該当会員に対して会長名で除名通告する。

1. 会員が、本連盟が定め、運用する「規約」「取り決め事項」を明らかに遵守しない時。
2. 会員が本連盟の名誉を傷つけるような行為をした時。
3. 本連盟が開催する会議、審判講習会、及び本連盟が要請した行事へ連続して3回以上欠席した時。この場合、欠席届の有無を問わない。

第 5 章 団体加入及び参加ならびに脱退

第 11 条 本連盟が他の団体へ加入する場合は、常任理事会で協議し承認する。ただし、大会期間中、運営上やむを得ない場合は、第35条を適用し常任理事会で事後報告し承認を得る。

第 6 章 役員

第 12 条 本連盟役員は、常任理事、理事及び会計監査を以って構成する。

1. 常任理事

会 長	1 名	指導部部长	1 名
副 会 長	若干名	指導部副部长	若干名
運営部部长	1 名	指導部担当	若干名
運営部副部长	若干名	経理部部长	1 名
運営部担当	若干名	経理部副部长	1 名
審判部部长	1 名	事務局長	1 名
審判部副部长	若干名	事務局次長	若干名
審判部担当	若干名		

副会長、運営部、審判部、指導部の副部长及び担当と事務局次長を若干名としているのは人数に拘ることなく状況により会長の提案を以て役員改選時に必要員数を選出出来るものとする。

本連盟に、名誉会長1名、顧問及び相談役を置くことができる。名誉会長、顧問及び相談役は常任理事として取り扱うものとする。

任期は、おおむね1期とする。

2. 理事

各会員より本連盟へ届けられた者を本連盟理事とする。
原則として1会員1名とし、理事員数は本連盟に所属する会員数を下らないものとする。

3・会計監査 2名

第13条 役員の代表的職務を記述する。

- | | |
|----------|---|
| 会 長 | 本連盟の総括管理を行い、本連盟を代表する。
「北大阪少年軟式野球友好会」高槻支部長を兼務する。 |
| 副 会 長 | 会長を補佐し、各部に指導、助言を行う。
事務局担当副会長は事務取扱及び広報を総括する。 |
| 運営部部長 | 本連盟が主催する大会の運営を行い、大会参加チームの掌握、試合の組み合わせ、試合グラウンドにおける運営に関わる事項を担当する。
本連盟が参加する大会における運営上必要事項を担当する。
本連盟が保有する用具類の管理を担当する。 |
| 審判部部長 | 本連盟が主催する大会の審判に関わる事項一切を担当し、審判に関わる一切の権限を有する。
更に、本連盟が参加する大会、本連盟が審判派遣要請を受けた大会への本連盟審判員の派遣に関する事項を担当する。
「財団法人 全日本軟式野球連盟」公認審判員認定者申請に伴う人選を行い会長へ報告する。
常に本連盟審判員のレベルアップを計る為の、指導、講習を実践する。 |
| 指導部部長 | 本連盟の目的達成の為の指導、助言を本連盟に所属する会員の指導者、選手、保護者等に対し行う。
マナー賞候補の選択を行い、マナー賞選出委員会へ報告する。 |
| 経理部部長 | 本連盟の会計を担当する。 |
| 各副部長及び担当 | 各部長を補佐し、各部の分掌において、その職務を遂行する。 |
| 事務局 | 本連盟の事務取扱及び活動を対外的に広報する事を担当する。 |
| 理 事 | 本連盟に対して、所属する会員を代表する。従って本連盟運営に当って本連盟からの指示、要請、連絡事項を確実且つ速やかに会員内関係者へ伝達し、対応するものとし、本連盟と所属する会員とが全てにおいて情報を共有し円滑な運営が計られるよう活動する。 |
| 会計監査 | 本連盟の会計処理が適切かつ正確に処理されている事を監査し、会長に報告すると共に、会計監査報告を常任理事会、又は拡大常任で行う。 |

第 14 条 前条の役員の任期は下記のように定め、選出は下記の要領で行うものとする。

1. 常任理事

任期は2月1日より開始し、翌々年1月末日迄の2年間とし、再選及び複数再選は妨げないものとする。

選出は、改選時の常任理事会で改選決定し、直近の理事会で事務局より報告する。

任期満了に満たない時点で欠員が出た場合は、欠員が出た時点で常任理事会を開催し、後任者を選出、決定する。決定された後任者の任期の取り扱いは、選出時、常任理事会で決定する。

欠員に対する後任者を選出するための常任理事会は、会長又は、副会長が召集する。

2. 理事

各会員は本連盟理事として自球団内より1名を推薦し、本連盟へ届け出るものとする。各理事は原則として毎年最初に開催される理事会において当年度の理事を本連盟へ報告するものとする。

任期は特に定めない。但し理事及び理事が所属する会員の都合等により、理事の交代等の変更があった時、会員代表者は会員代表者の責任において速やかに後任者を決定し本連盟事務局へ届け出なければならない。

3. 会計監査

任期は3月1日より開始し、翌々年2月末日迄の2年間とし、再選及び複数再選は妨げないものとする。

選出は、改選時の常任理事会で改選決定し、直近の理事会で事務局より報告する。

任期満了に満たない時点で欠員が出た場合は、欠員が出た時点で常任理事会を開催し、後任者を選出、決定する。決定された後任者の任期の取り扱いは、選出時、常任理事会で決定する。

欠員に対する後任者を選出するための常任理事会は、会長又は、副会長が召集する。

第 7 章 会 議

第 15 条 本連盟の全ての会議は、原則として会長が召集する。

第 16 条 本連盟の会議は、常任理事会、拡大常任理事会、理事会、マナー賞選出委員会とする。

常任理事会は、常任理事によって構成される。

拡大常任理事会は、常任理事と理事によって構成される。

理事会は、常任理事と理事によって構成される。

マナー賞選出委員会は、会長、副会長2名以上、指導部部長、運営部長、審判部部長、経理部部長によって構成される。

常任理事会及び拡大常任理事会での協議事項。

1. 本連盟役員人事に関する協議、決定。
2. 本連盟への新規加盟申請に対する審議、決定。
3. 本連盟会員の除名に関する審議、決定。
4. 本連盟「規約」に関する協議、決定。
5. 懲罰に関する事項の審議。
6. 会長の要請による事項の協議。
7. 会計報告及び会計監査報告の承認

理事会での協議事項。

1. 本連盟が定める「取り決め事項」に関する協議、決定。
2. 会長の要請による事項の協議。
3. 理事から提案、提出された項目。

マナー賞選出委員会での協議事項。

1. マナー賞受賞チームの選考、決定。

第 17 条 本連盟の会議に、常任理事、理事以外の者で会議に必要と認められた場合は、会長の承認を得て出席させる事ができる。

第 18 条 会議は全て定数の3分の2以上の出席者で成立し、出席者の過半数で決定される。賛否同数の場合は会長が決定する。決定事項については全員が承認、協力する。

第 8 章 会 費

第 19 条 本連盟に納金する会費を次に定める。納金先は本連盟経理部とする。

1. 年間登録費

本連盟が主催する大会に参加するチームは年1回年間登録費を納金する。納金は春季大会開催時に行う。春季大会に登録し、同一部門で秋季大会に登録する場合は、登録費の納金は不要とするが、新規に秋季大会に登録する場合は、新たに登録費を納金しなければならない。年間登録費は、1チーム ¥5,000. とする。

1度納金し、本連盟が受領した登録費は、如何なる理由があっても返金しないものとする。納金は春季大会抽選会会場とする。秋季大会時に納金を必要とする場合は秋季大会抽選会会場とする。

2. 大会参加費

本連盟が主催する大会に参加するチームは大会毎に参加費を納金する。参加費は、春季大会、秋季大会同額とし、納金は、いずれも両大会の抽選会会場とする。

学童高学年リーグ戦の部	1チーム ¥10,000.
学童高学年BCの部	1チーム ¥5,000.
学童低学年の部	1チーム ¥5,000.
中学生の部	1チーム ¥5,000.

尚、諸般の状況により、理事会での審議、決定により、上記に関わらず金額の変更を行う事が有る。

3. 運営協力費

会費は、年会費とし、1会員当たり、¥10,000とする。

納金は、毎年、春季大会抽選会場とする。

4. 会計年度

会計年度は2月1日から翌年1月31日とする。

第 9 章 大会 規 定

- 第 20 条 本連盟が主催する大会に出場するチームは、選手名、会員代表者名、指導者名を記入した名簿による登録を行い、本連盟が指定した日時迄に提出しなければならない。
登録については、本連盟が定める「取り決め事項」に明記する。
試合に際して未登録の選手を発見した場合、及び虚偽の登録が確認された時は、その時点で没収試合とする。
- 第 21 条 本連盟が主催する大会には、公認球として、マルエスポールM号及びJ号を使用する。
M号は中学生生徒、J号は小学生学童の試合球とする。
- 第 22 条 本連盟が主催する大会は「全日本軟式野球連盟 野球規則」に準じて行う。
但し、開催するグラウンドの状況により特別グラウンドルールを適用する。
- 第 23 条 試合に際して、審判員の判定は絶対であり全てで有る。
従って、試合当事者の、審判員に対する行為は、野球規則において認められている項目に限られるものとし、それ以外については、一切認めない。
試合当事者は、本連盟が定める「取り決め事項」を熟知し、従わなければならない。
審判員は、常に審判技術の向上に励み、いかなる時も信頼される判定が出来るよう努力、精進しなければならない。これは一途に審判員の心がけ次第である。
- 第 24 条 本連盟が主催する大会開始日は原則として下記とする。大会は原則的には土曜日、日曜日、国民の祝祭日に行う。

春季大会 毎年 3月 第4日曜日
秋季大会 毎年 8月 第4日曜日
学童、生徒が在籍する学校の行事に支障の無いよう配慮する。
高槻市野球連盟が主催する大会、および関連する大会に対してのみ、本連盟の大会の日程、時間を調整する場合がある。
- 第 25 条 大会会場の準備及び後片付けに関して、本連盟が定める「取り決め事項」に明記する。

第 10 章 規 律

- 第 26 条 本連盟は常に野球を愛する学童、生徒と指導者の集まりである事を自覚し

行動しなければならない。

第 27 条 指導者は、所属するチームに拘ること無く、本連盟全体のチームの指導に当たるものとし、特にマナーについては厳しく律することとする。

第 28 条 指導者が個人的な利益を考え、本連盟又は球団を利用する様な事が有った場合、直ちに本連盟より永久追放する。

第 29 条 指導者、選手は常に高槻少年野球連盟の一員であることを自覚し、非行的な行動をとってはならない。もしそのような指導者、選手を発見した場合は、その指導者、選手が登録されているチームの、本連盟が主催する大会での登録を抹消する。又、本連盟が行う行事への出場、参加を停止する。停止期間は別途定める。更に、場合によりチームの登録抹消に留まらず、そのチームが所属する会員を、本連盟が定める「規約第 10 条」を適用し除名処分とする。

第 30 条 会員は常に本連盟の発展に協力を惜しまないものとする。

第 31 条 本連盟が主催する大会は、高槻市内の小学校、中学校グラウンドの使用が中心になる。
使用する学校の学校施設開放委員会との協調をはかり、車の乗り入れ、使用中、使用後の保全、整備、清掃等に十分な注意を払い、学校、近隣に迷惑の掛からないよう、大会関係者全員が心がけねばならない。

第 11 章 安全 と 健康管理

第 32 条 本連盟が主催する大会及び全ての行事の実施に際して、参加する学童、生徒及び関係者の「安全」と「健康」はいかなる場合でも最優先されるものとする。

第 33 条 大会及び行事中の万一の事故に際しては、その場で可能な範囲での応急処置はするが、法律上の責務を負うものではない。従って大会及び諸行事に参加する各会員は、各会員の責において、万一の事故に備えた準備をするものとし、いかなる責をも本連盟に求めてはならない。

第 12 章 規約 の 改正

第 34 条 本連盟の「規約」の改正は、常任理事会で立案協議し、これを定め、理事会へ報告する。理事は自チーム全員へ速やかに周知徹底しなければならない。

第 35 条 大会期間中、運営上、止むを得ない事態が発生し、緊急に規約の改正の必要が生じた場合には、会長、副会長（2 名以上）が協議し対処、決定することが出来る。
協議、決定した事項については速やかに、理事会へ報告するものとする。

以 上

制定	昭和52年	4月 1日
改正	昭和59年	4月 1日
改正	平成 8年	3月17日
改正	平成11年	7月17日
改正	平成11年	8月 5日
改正	平成12年	7月15日
改正	平成14年	3月 1日
改正	平成15年	3月 1日
改正	平成16年	1月 1日
改正	平成18年	9月17日
改正	平成21年	1月24日
改正	平成22年	3月 6日
改正	平成22年	3月27日
改正	平成23年	1月29日
改正	平成24年	1月21日
改正	平成25年	1月26日
改正	平成26年	1月25日
改正	平成29年	1月28日
改正	平成31年	1月27日